

<福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与>

要介護1から5の方に提供されるサービスを「福祉用具貸与」、要支援1, 2の方に提供されるサービスを「介護予防福祉用具貸与」といいます。日常生活の自立を助け、機能訓練に用いるための福祉用具や介護者の負担を軽くするための福祉用具を借りることができます。



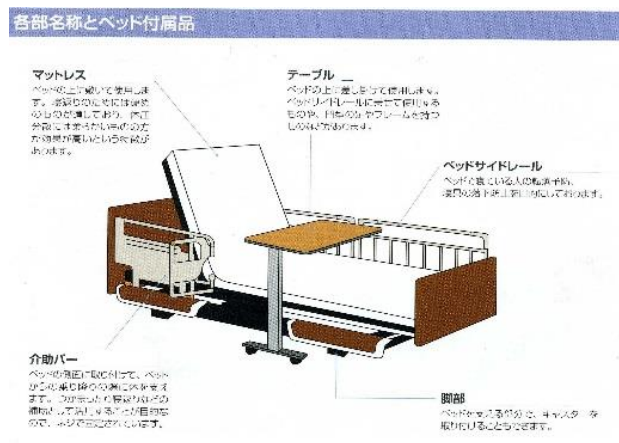
○レンタルシステムについて○

利用者、介護者の身になり状況に応じて必要な分だけ選べて借りられる、それが「レンタルシステム」です。経験豊富なスタッフが、用具の選定や使用方法などアドバイス致します。お気軽にお尋ねください。

【介護保険の対象となる福祉用具は以下の13種類です】

- ①車いす（自走式車いす、電動車いすなど）
- ②車いす付属品（クッション、電動補助装置など）
- ③特殊寝台（介護用ベッド）
- ④特殊寝台付属品（サイドレール・マットレスなど）
- ⑤床ずれ防止用具（エアマットなど）
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり（据え置き型など工事を伴わないもの）
- ⑧スロープ（工事を伴わないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助杖（松葉つえ、多点杖など）
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト（つり具部分を除く）
- ⑬自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

※原則、要介護4・5の認定を受けている方が対象



※要支援1・2、要介護1の認定を受けている方に対しては、自立を支援する観点で、利用できる品目が限られています。以下の福祉用具については原則保険給付の対象とはなりません。（例外的に貸与可能の場合もありますので、ご相談下さい。）

- ・車いす（付属品を含む）
- ・特殊寝台（付属品を含む）
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

【利用者負担の目安】

品目によって金額が異なります。実際に福祉用具貸与にかかった費用の1割が利用者負担額となります。（例：介護用ベッド一式 1,200円/ヶ月。半月の場合は半額）